

公立大学法人名桜大学公益通報者保護規程

(平成22年4月1日制定)

(目的)

第1条 公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下、保護法という。）に基づき、公立大学法人名桜大学（以下、本法人という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理、その他公益通報に関する事項について定めることにより、本法人における不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 公益通報とは、第3項に掲げる者が、本法人又は本法人の業務に従事する場合における役員、職員その他の者について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を本法人内部、行政機関又は保護法第2条に規定するその他の者に対して通報することをいう。

2 ただし、通報する者が不正の利益を得る目的、または、他人に損害を加える目的及びその他の不正の目的で通報してはならない。

3 公益通報を行う者は、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 公立大学法人名桜大学就業規則に規定する教育職員及び事務職員

(2) 前号の退職者

(3) 本法人と他の事業者との請負契約その他の契約に基づき、本法人において業務に従事する者

(4) 前各号に掲げる者以外で、本法人における業務に従事する者

(5) 名桜大学の学生及び研究生等

4 公益通報者とは、公益通報を行なった者をいう。

5 通報対象事実とは、保護法第2条第3項に定義する法令等や本法人内諸規程の違反行為をいう。

(窓口)

第3条 公益通報を受け付ける窓口及び公益通報に関する相談に応じる窓口を総務課に設置する。ただし、学生及び研究生にあつては、学生課を通じて総務課に通報することができるものとする。

(通報の方法)

第4条 前条の窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会とする。

2 通報者は、書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により通報しようとする場合は、別紙様式又は当該様式の記載事項を記載したものを提出するものとする。

3 通報は、原則として氏名を明らかにして行うものとする。

(通報の制限)

第5条 通報者は、虚偽の通報、他者を誹謗中傷又はその他の不正の目的で通報を行なつてはならない。

2 公益通報を受け付けた窓口は、前項の制限事項に該当すると明らかに認められる以外の公益通報の内容を、速やかに理事長又は学長に報告するものとする。

(通報後の措置)

第6条 理事長又は学長は、窓口で受け付けた公益通報の内容について、適宜報告を受けるものとする。

2 理事長又は学長は、必要に応じて調査委員会を設け、或いは第2条第1項に定義する者の中から調査員を指名し、事実関係の調査を行なわせるものとする。

3 前項により調査を命じられた者は、直ちに調査を実施し、調査結果を速やかに理事長又は学長に報告するものとする。

(是正措置)

第7条 理事長又は学長は、前条の報告により不正が明らかになった場合は、是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分等)

第8条 理事長又は学長は、第6条の報告により不正が明らかになった場合は、不正に関与した職員等に対し、就業規則に基づく処分を行うことができる。

(公益通報者への報告)

第9条 第5条第2項に定める公益通報の内容に関し、理事長又は学長は、第6条の調査が完了した時、口頭又は書面により公益通報者に報告するものとする。

2 第5条第2項の公益通報を受け付けてから調査が完了するまでに時間を要する場合は、公益通報者に対し誠意を持って対応するため、途中経過を報告するものとする。

(公益通報者の保護)

第10条 本法人は、本法人の職員等が公益通報又は公益通報に関する相談を行ったことを理由として、当該職員等に対していかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

(個人情報)

第11条 本規程に基づき、公益通報を受け付ける者、通報対象事実を調査する者等は、通報や調査の過程で得られた個人情報について、その保護に努めるとともに、正当な理由なくして、これを開示してはならない。

(公益通報に該当しない通報に対する準用)

第12条 第2条第3項に掲げる以外の者からの通報については、この規程を準用する。

(その他)

第13条 この規程に関し、必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、経営審議会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月26日)

この規程は、平成30年7月26日より施行し、平成30年4月1日から適用する。

通報シート

受付番号：_____

公益 通報 者 情 報	氏名：		記入日：
	通報 者 の 区 分	教職員等	所属：
		学生	学部学科・学年：
学外者	退職者： 企業等名称：		
通 報 内 容	対象法令	法令等名称： 違反該当条項：	
	該当所属	所属名： 役員又は教職員等名：	
	対象事実の 概要	対象事実：（ 既に発生 ・ 発生のおそれあり ） 発生時期： 発生場所： 事実概要：	
	根拠等	事実を知った経緯： 他に通報に係る情報を知っている者の有無・氏名等： 証拠書類等（ 有 ・ 無 ） 媒体： 入手経路： 内容：	
その他	結果等の通知の希望の有無（ 有 ・ 無 ） ※匿名での通報の場合は、通知できません。		
受付日：		受付者氏名：	